

鳥取大学附属小学校いじめ防止基本方針

鳥取大学附属小学校
平成26年2月26日策定
平成27年5月20日改訂
令和元年11月13日改訂

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成26年9月28日施行）に基づき、鳥取大学附属小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

1 本校のいじめ防止とは

(1) いじめの定義

いじめとは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」）

(2) いじめに対する基本的な考え方

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

そこで、家庭、地域社会、関係諸機関と連携のもと、より組織的にいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

日々の生活のふり返りや日記、児童観察、面談などを通して、いじめに発展しそうな事案を把握し、学年担任や生徒指導主任、管理職等と連絡を密にし、問題把握と事実確認に当たるとともに、保護者・児童に対応を行っていく。

(3) 保護者・地域への対応

いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。

保護者に対し、いじめを防止することの重要性と効果的な対処の仕方等について理解を深める啓発を行う。

また、近隣の学校と連携し、学校内はもとより地域内でいじめを許さず、すべての児童生徒が安心して暮らすことができるように、学校・保護者・地域が協力していじめ防止に取り組む。

2 いじめを未然に防止するために

(1) 校内体制

- ① 名称 「鳥取大学附属小学校いじめ防止対策推進委員会」
- ② 構成メンバー

校長、◎副校長、○教頭、主幹教諭、生徒指導主任、人権教育主任、
教育相談担当教員、養護教諭、学年主任、特別支援教育主任、当該担任

※◎印…委員長 ○印…副委員長

※重大事態発生時は、上記に加え

SC、スクールサポーター（警察OB）、鳥取大学地域学部附属子どもの発達・学
習教育センター、県教育委員会指導主事、児童相談所担当職員 等

※必要に応じて、関係専門家を委員に委嘱する。

③ 活動内容

- ・いじめの早期発見に関すること（生活調べ、教育相談、連絡情報）
- ・いじめ防止の取組に関すること
- ・いじめ事案に対する対応策
- ・いじめ防止のための取組評価と改善方針の策定

④ 重大事態への対応

- ・鳥取大学附属学校部長を通じて鳥取大学長に報告するとともに大学と連携して対応に当たる。
- ・鳥取警察署に通告と支援要請
- ・必要に応じて鳥取市あるいは鳥取県教育委員会と連携し対応に当たる。

(2) いじめの未然防止のための取組

① いじめについての共通理解

- ・「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるもの」という基本認識を全教職員で共有する。
- ・学級担任等が一人で抱え込むのではなく、教職員間で綿密に情報交換し、学校全体で協力体制を確立して、対応していく方針を確認する。
- ・児童に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・生活調べ等を有効に活用し、個々の児童生徒や学級の状況を的確に把握し、学級経営に生かすと共に、個別にも迅速な対応を行う。
- ・縦割り班活動を実施することにより、人と人との絆を深め、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- ・各教科及び道徳教育、教育活動全体を通して児童同士の心の結びつきを深めると共に人権教育を計画的に実施し互いを尊重する心情を育むことに力を入れる。

③ いじめが生まれる背景と指導上の留意点

- ・勉強や人間関係等のストレスが関わることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく。
- ・ストレスや悩みを発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ・教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめられている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化することを認識し、細心の注意を払う。
- ・発達障がい等について、適切に理解し、児童の指導に当たる。

④ 自己有用感や自己肯定感の育成

- ・道徳教育をはじめとした各教科、領域等の学習において「分かる授業」「参画できた喜びのある授業」の推進を図る。
- ・委員会、係活動、縦割り班活動、清掃活動等を通して、協働的な体験を積み、人権尊重の精神や思いやりの心を育む。

⑤ いじめについて学び、取り組む

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を日々の教育活動全体で一人一人の児童にもたせるよう配慮する。

⑥ 教員の人権意識を高めるため、人権教育研修を実施する。

3 いじめの早期発見に向けて

早期発見の基本は、児童の些細な変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

(1) 児童のささいな変化に気づく

① 児童観察

- ・朝・帰りの会や授業中などの観察
- ・出欠を確認するときの声や表情
- ・発表や班活動での様子
- ・健康観察、保健室等での様子
- ・個人ノートや日記などの記録の様子
- ・休み時間や放課後の課外活動の中での児童の様子

② 個人面談の実施（随時）

③ 生活・学習アンケートの実施（5月、11月、2月）

※児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。

(2) 気づいた情報を速やかに・確実に共有する

① 職員会議等において、気になる児童の実態を共有し、支援や対応のあり方について検討する。

② 事実関係の把握を時系列が分かるようにまとめ、記録する。

5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何をどのように）

(3) 情報に基づき速やかに対応する

① 被害者児童の安心・安全を第一に考え、適切な指導を継続し、速やかに解消する。また、一度解消した事例についてもその後の状況について継続的に見守る。

② 加害者児童に対しては、自らの行動の責任を自覚させる。

③ 保護者への対応を速やかに行う。

・被害者児童保護者：事象の詳細について説明を行い、今後の指導の方向性と内容の同意を得る。児童への対応状況等を報告する。

・加害者児童保護者：事象の詳細について説明を正確に伝える。今後の指導の方向性と内容について協力を依頼する。

4 発見したいじめへの組織的な対応

(1) 平常時

① いじめを発見した場合は、まず、被害者児童の安全を確保するとともに、校長、副校長に報告する。

② 校長、副校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策推進委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害者児童のケア、加害者児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。

③ 被害者児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。

④ いじめが確認された場合は、被害・加害者児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

- ⑤ 校長、副校長は、必要があると認めるときは、加害者児童について被害者児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、被害者児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥ 校長、副校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、鳥取大学附属学校部長を通じ、鳥取大学長に報告するとともに警察署等と連携して対処する。

(2) 重大事態発生時

① 重大事態の定義

- ・いじめにより、(または、いじめが原因と疑われる) 児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間 30 日を目安とするが、一定期間連続して欠席の場合も考慮する) ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

② 対応

- ・重大事態が発生した旨を、鳥取大学附属学校部長を通じ鳥取大学長に速やかに報告する。
- ・鳥取大学と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・鳥取警察署、鳥取県教育委員会等の関係諸機関とも連携を適切にとり、迅速に検討・協議し、対応する。
- ・上記調査結果について、いじめを受けた児童および保護者に対し、事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

5 地域や家庭との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域が連携し、次のような取組を行う。

(1) 研修会の実施

- ① 人権教育参観日による公開学習を通して人権教育に関する研修会等を行う。
- ② 懇話会研修会を開催し、いじめ問題等に関する研修会を開催する。

(2) 啓発活動の推進

- ① 学校だよりをはじめ、学年通信による啓発活動を推進する。
- ② ホームページ等による啓発活動を推進する。
- ③ 懇話会人権教育推進委員会通信「和と輪」による啓発活動を推進する。

(3) 情報収集と連携した取組

- ① 附属学校部連絡会、四校園副校長会、懇話会執行部会等と連携し、情報収集を図る。
- ② 上記連絡会等において、必要に応じて連携した取組を行う。

6 関係機関等との連携

いじめ防止のために必要な取組を行う際やいじめ発生および重大事態の発生時における連携機関

【医療】	鳥取医療センター 希望館 鳥取療育園 渡辺病院 石谷小児科 他
【福祉】	児童相談所 鳥取市こども発達・家庭支援センター 他
【教育】	鳥取大学、いじめ・不登校総合対策センター S C、発達障がい支援センター エール 他
【行政】	鳥取警察署 鳥取地方法務局 スクールサポーター 子供の悩みサポートチーム (鳥取県教育委員会) 他
【その他】	懇話会、弁護士 他